

平成 29 年
4 月から

介護予防・日常生活支援

総合事業が始まりました

(介護保険課) TEL 55-5303

TEL 55-5568

団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)に向け、高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるようにするには、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護状態にならないことが大切です。そのための仕組みとして、平成27年度に介護保険制度が改正され、新しく「介護予防・日常生活総合事業(総合事業)」が創設されました。

松江市では、平成29年4月から総合事業を開始し、高齢者を支える体制を整備していきます。



総合事業が始まると、ここが変わります

【ポイント①】要支援1・2の方の「訪問介護」と「通所介護」が総合事業のサービスに移行します

今までの要支援の訪問介護・通所介護と同程度のサービスに加え、市の独自の基準による訪問型サービス・通所型サービスを開始します。

【現行】

【H29.4月1日～】

・要介護1～5

・要介護1～5

・要支援1・2

介護サービス

訪問看護

通所リハビリテーション

福祉用具貸与

など

・要支援1・2

介護サービス

訪問看護

通所リハビリテーション

福祉用具貸与

など

訪問介護(ホームヘルプ)

通所介護(デイサービス)

・総合事業(要支援1・2、総合事業対象者)

介護サービス

訪問型サービス

通所型サービス

従来どおり

新たな制度

新規申請の人は、平成29年4月1日の人から新しい制度に変わります。すでに介護サービスを利用している人は更新申請のタイミング(H29年4月末までの有効期限の人:H29年2月末の更新通知の案内する人)から順次、更新の際に移行します。新しい制度になっても、引き続き必要なサービスを利用することができます。

●総合事業は、地域づくりに取り組みます

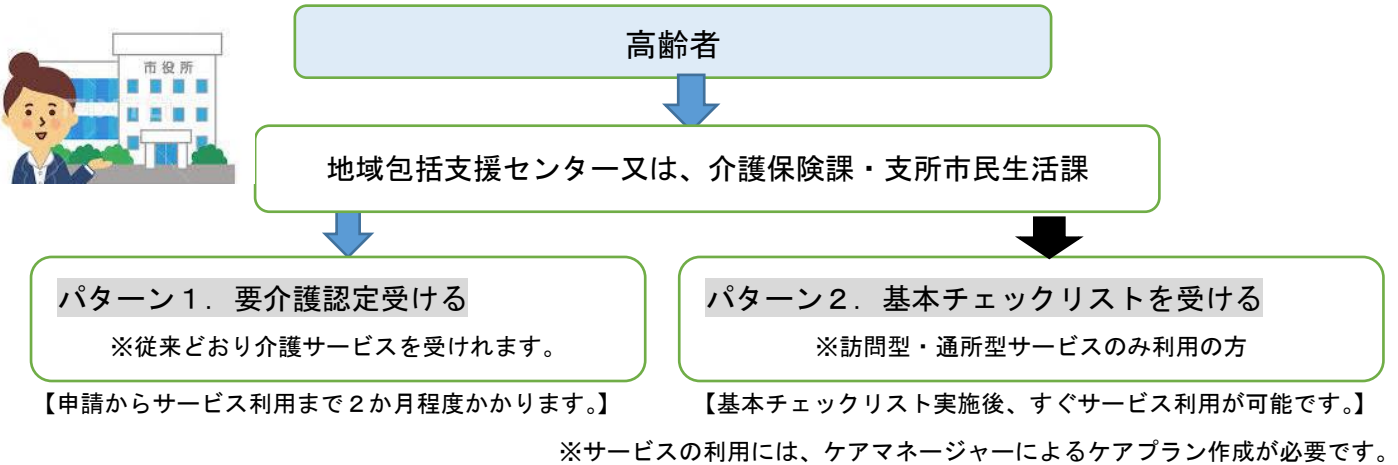
総合事業は、要支援相当の人のホームヘルプとデイサービスを、従来からのサービスに加えて、多様な内容・実施主体で、松江市の介護サービスとして実施していきます。

要介護者を地域全体で支える仕組みづくりの取り組みを開始します。



【ポイント②】要支援の方が介護サービスを受ける手続きの流れが、2種類に増えます

総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのみを利用する場合は、要介護・要支援認定を受けなくても、基本チェックリスト（質問票）の判定を受けた結果、ケアプランによりサービス利用が可能となります。



地域の活動に参加して健康づくり・介護予防に取り組みましょう

総合事業では、介護予防の取り組みを推進します。高齢者の介護状態の予防には、個人の健康や介護予防づくりの取り組みに加えて、「参加」「活動」という社会参加の視点による実践に効果があることがわかっています。自身の参加はもちろん、地域の活動に役割を持ちながら、要介護状態となりにくい生活を送っていただくことが重要です。また、要介護状態となっても住み慣れた地域で支えあえる仕組みづくりも重要です。

なごやか寄り合い	からだ元気塾 歯つらつ健口コース	介護予防教室（健康教育）
地域のなごやか寄り合い（通いの場）を支援しています。	運動や口腔の機能向上プログラムを実施しています。	地域へ健康教育などの講師などを派遣しています。



ご相談は地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、高齢者やその家族のための総合相談窓口です。総合事業などの介護サービスのご相談、日々の生活や介護についての心配事や悩み事、分からないことなどありましたら、お近くの地域包括支援センターまでご相談ください。

事業所名	電話番号	担当地域
松東地域包括支援センター	TEL 24-1810	朝酌・川津・本庄・持田公民館区、 島根町、美保関町、八束町
松東サテライト	TEL 72-9355	
湖南地域包括支援センター	TEL 24-1830	乃木・忌部公民館区、 玉湯町、宍道町
湖南サテライト	TEL 66-9355	
松北地域包括支援センター	TEL 82-3160	法吉・生馬・古江・秋鹿・大野公民館区、 鹿島町
中央地域包括支援センター	TEL 24-6878	城北・城西・城東・白湯・朝日・雑賀公民館区
松南第1地域包括支援センター	TEL 60-0783	津田・大庭・古志原公民館区
松南第2地域包括支援センター	TEL 52-9570	竹矢公民館区、 八雲町・東出雲町